

事務連絡  
令和7年3月28日

関係団体 各位

消防庁予防課

感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より消防行政に対し深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消防庁では、感震ブレーカーの普及推進を図るため、「感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について」（令和7年3月28日付け消防予第140号）について、各都道府県消防防災主管部長あてに別添のとおり通知したところです。

今後、各自治体において感震ブレーカーの普及推進に向けた具体的な取組が進められることとなりますので、貴団体におかれましても御協力いただきますようお願い申し上げます。

<担当・連絡先>

消防庁予防課 泉・村松・高木

電話：03-5253-7523

消防予第 140 号  
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について

消防庁では、令和 6 年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催しました。この検討会において、消防本部の体制強化や地震火災対策の推進などの消防防災対策のあり方について、報告書（令和 6 年 7 月）がとりまとめられ、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及推進が必要であるとの提言がなされました。

また、災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和 6 年 6 月 28 日修正）においては、第 3 編の地震災害対策編の中で感震ブレーカーの普及が位置づけられました。

これを受け、「令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和 6 年 7 月 12 日付け消防総第 584 号・消防消第 225 号・消防予第 355 号・消防災第 155 号・消防地第 502 号・消防広第 338 号・消防応第 47 号・消防情第 182 号）により、各都道府県及び市町村において地域防災計画の見直し等を行うとともに、消防庁において各地域の取組を促進するためモデル計画を策定することが通知されています。

上記を踏まえ、消防庁では、「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」等を開催し、下記のとおり、都道府県及び市区町村において地域防災計画に基づき感震ブレーカーの普及に向けた具体的な計画の策定を行う際の留意事項及びそのモデルとして計画（例）をとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内における感震ブレーカーの普及推進を図られるとともに、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費については、特別交付税措置の対象とされているとともに、消防庁では火災予防条例（例）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号において、各地方公共団体における住宅防火対策の一環として、感震ブレーカーの普及推進についても位置づけることを予定しています。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 第1 感震ブレーカーの普及推進に関する計画策定の際の留意事項

感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定する際の留意事項として、普及推進における基本的な考え方、計画における各項目の進め方、都道府県と市区町村との役割分担等、取組の推進にあたって参考となる情報を以下に示す。

都道府県及び市区町村におかれては、以下の事項に留意しつつ、別添1及び別添2の計画(例)を参考に、地域の実情に応じた感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定されたい。

なお、計画(例)には、ひな形と解説を記載しているので、計画を作成する際は、これらを適宜参考とされたい。

- 1 地震時には、火災の同時多発、消防力の劣勢、水利の使用不可や道路通行障害等により、消火困難となり被害が拡大するおそれがある。加えて、過去の大規模地震において、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を進めることが必要である。特に、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の出火・延焼危険性が高い地域については、重点エリアとして優先的に設置を進めることが必要であり、住民と危機意識の共有化を図りつつ、地域単位で面的に感震ブレーカーの普及を進めることが重要である。
- 2 都道府県及び市区町村においては、防災基本計画の修正を踏まえ、地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進について遺漏なく位置づけられたい。また、各地域における取組を着実に進めるため、別添の計画(例)を踏まえつつ、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要である。
- 3 消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等に関するアンケート調査(令和6年度)において、多くの地方公共団体が今後の課題として感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要と回答していることを踏まえ、感震ブレーカーの普及推進にあたっては、これらの重点的な広報啓発に取り組むことが必要である。
- 4 各地域において、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるためには、地方公共団体の防災関係部局や消防機関のみならず、福祉関係部局などの関係部局、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要がある。  
これに当たり、各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制として、各地域の実情に合わせた構成とすることが重要である。

また、都道府県と市区町村の間においても、例えば、都道府県にあつては、幅広い関係者との協力体制を構築するとともに、管内の市区町村の取組に係る水平展開や支援を行い、市区町村にあつては、住民に向けた地域密着の取組を行うなど、それぞれの特性に応じた連携を図ることが重要である。

なお、感震ブレーカーの普及推進に係る取組は、その進捗が地域によって様々であることから、各地域の実情に即した形で、可能なものから段階的に取組に着手、推進を図ることが重要である。

5 円滑に普及を図る観点等から感震ブレーカーの種別に応じた特性等を踏まえ、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めていくことが重要である。

6 各地域において、計画の策定後は、感震ブレーカーの設置状況について重点エリアを中心に適宜把握し、必要に応じて設置支援を行うなど、効果的な普及推進等の検討につなげることが重要である。

## 第2 その他

今後、各地方公共団体における計画の策定状況及び感震ブレーカーの設置状況等について、消防庁からフォローアップ調査を実施する予定である。

また、感震ブレーカーの普及推進に関する先進事例について、消防庁ホームページに掲載する等して情報共有を図っていくこととしている。

〈担当・連絡先〉

消防庁予防課 泉・村松・高木

電話：03-5253-7523

# 〇〇（都道府県名）感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）

令和 年 月 日

## 第 1 目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、防災基本計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

## 第 2 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組の流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本〇〇（都道府県名）内の実情に即した必要な取組を進めるものとする。

＜感震ブレーカーの普及推進の取組＞

- 1 感震ブレーカーに関する広報啓発
- 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
- 3 重点エリア等への対応
- 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等
- 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

（解説）感震ブレーカー普及推進全体の流れ

感震ブレーカーの普及推進に関する計画においては、当該地域における取組の進め方、取組の具体的な内容として、広報啓発、普及推進体制の構築、重点エリア等の設定、設置状況の把握のための調査、設置に係る支援等について定め、地域の実情に合わせて設置率等の目標を設定する等しつつ進捗を管理し、必要に応じて計画や取組内容の見直しを行っていくことが重要である。

## 第 3 取組の具体的な内容

- 1 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

## (解説) 広報啓発のポイント

消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等の調査（令和6年）においては、多くの自治体が今後の課題として、感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要であると回答している。このため、まずは地域住民への感震ブレーカーの広報啓発を行うことが重要である。

### 1 大規模地震時の火災の危険性

- (1) 大規模地震時に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行うことが困難となることから、延焼火災につながる危険性が高く、広範囲にわたる地域が焼失する可能性がある。
- (2) 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気に起因する火災が占めており、地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もある。特に木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が特に高い。

### 2 感震ブレーカーの設置など地震火災への対策

地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の近くに置かない等様々な方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

- (1) 感震ブレーカーの設置
- (2) 住宅の耐震化
- (3) 家具の転倒防止措置
- (4) 身の回りの整理整頓
- (5) 住宅用消火器の設置
- (6) 住宅用火災警報器の設置・維持管理
- (7) 電気の遮断（避難時にブレーカーを落とす等）
- (8) 周辺機器（電気器具、暖房器具等）の異常確認
- (9) 自主防災組織等や訓練への参加



### 3 大規模地震時の電気火災のメカニズム

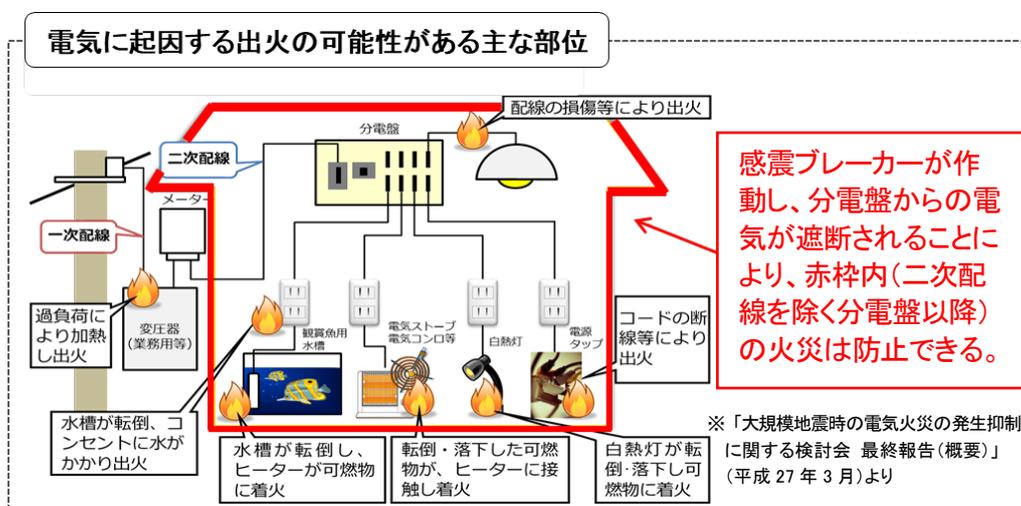
- (1) 電気火災の出火元として、電熱器具や電気機器、電気配線、配線器具などが考えられる。
- (2) 過去の大規模地震では、電気が出火原因とされる火災は半数以上を占めており、具体的には、電熱器具や電気機器などが地震により散乱物等の可燃物に接触して出火する場合や、電源コードや電気配線が損傷、短絡しアーク放電が発生し通電火災となる場合がある。

#### 4 感震ブレーカーの設置による地震火災の防止効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。避難行動要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断できない状況が起こりうる。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。



#### 5 感震ブレーカーのタイプと特徴、各戸の状況に合わせて選ぶ際のポイント

(1) 感震ブレーカーには、分電盤の主ブレーカーを落とすものやコンセントから先の電気器具を対象に電気を遮断するものがある。

感震ブレーカーのタイプ	特徴
分電盤タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能</li> <li>○既存の分電盤の内部や隣に後付けできるものもある</li> <li>○感震機能、通電遮断の安定性が高い</li> <li>○避難時間を確保するための機能を持つものもある</li> </ul>
簡易タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存のブレーカーに対して追加設置が可能だが、形状により取付け困難な場合がある</li> <li>○比較的 low コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる</li> <li>○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が低下するおそれがある</li> </ul>
コンセントタイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる</li> <li>○コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げない</li> </ul>

(2) 感震ブレーカーを設置する際は、それぞれのタイプの特徴を理解したうえで、各戸の状況に合わせ設置することが重要である。また、太陽光発電設備や蓄電池設備を設置している住宅については、接続方法によって、感震ブレーカーが作動しブレーカーからの電源が遮断されても電気を遮断できない場合があるため、事前に確認が必要である。

(3) 感震ブレーカーの種別に応じた特性等を踏まえ、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めることが円滑に普及を図る観点等から重要である。

#### 6 感震ブレーカー作動時の留意点

(1) 感震ブレーカーが作動した場合、強制的に停電状態となることから、夜間に地震が発生した場合等に備えて、懐中電灯や停電時に点灯する電灯設備等を準備することや、在宅医療用機器等を使用している場合は、予備のバッテリーや家庭用発電機等を備える必要がある。

(2) 電気の復旧前に、周囲の整理整頓を行い、電気機器等の本体、配線及びプラグに損傷がないか確認し復旧を行う。復旧後も発煙、異臭等の異常が無いことを確認して使用するとともに、異常があった際は直ちに使用を止めプラグをコンセントから外す。

停電後に電力会社により通電が行われる際の流れを、地域住民と電力会社との間で共有しておくことも重要である。

(3) 感震ブレーカーの作動後、自力で復旧したくても復旧できない人もいることから、民生委員や町内会等と協力し、事前に対象となる世帯を把握するとともに、地域住民同士で感震ブレーカー作動後の復旧作業に関する共助体制を構築することが重要である。

#### 7 補助制度

各自治体において感震ブレーカーの普及促進に係る補助制度を設定している場合は、その旨を周知することが重要である。また、建築関係部局等において耐震改修の補助制度とあわせて感震ブレーカーの設置に対して支援制度を設けている場合があることから、関係部局と補助制度に関する情報共有を行うことが重要である。

## 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

本〇〇（都道府県名）において、以下の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。また、市区町村と各関係団体の連携について、必要に応じ支援する。

<当〇〇（都道府県名）における感震ブレーカーの普及推進関係者（例）>

- (1) 関係部局（防災部局、建築部局、福祉部局、教育部局・・・）
- (2) 都道府県内の市区町村、消防本部
- (3) 住宅関係者（住宅産業協会、日本賃貸住宅管理協会・・・）
- (4) 電気関係者（電気保安協会、送配電事業者、電力会社・・・）
- (5) 福祉関係者（社会福祉協議会、・・・）
- (6) 教育関係者（教育委員会、PTA・・・）
- (7) 防災関係者（消防協会、・・・）
- (8) 女性防火クラブ
- (9) 商工会
- (10) マスメディア（テレビ局、ラジオ局、新聞社、・・・）
- (11) 消費生活センター

(12) 保険関係者（共済組合、損害保険協会、・・・）

(13) その他（各地域に繋がりのある団体）

（解説）関係者ごとに期待される役割（例）

各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。これに当たり、各自治体の実情に合わせた体制とすることが重要であり、協力に向けた調整ができたものから、徐々に体制を広げていくことが考えられる。

都道府県レベルの体制構築の進め方として、例えば、防災会議において、地域防災計画に感震ブレーカーの普及推進を位置づける際の機会等を捉え、当該地域の感震ブレーカーの普及推進における主な関係者から構成される協議会等を開催すること等が考えられる。

また、市区町村の規模や産業構造等によっては、感震ブレーカーの普及推進に必要な関係者との連携が市区町村単独では構築できない場合がある。そのような場合には、市区町村の体制構築等を都道府県が支援や補完することが重要である。

なお、以下は一例であり、自治体ごとの業務分担を踏まえ適宜連携されたい。

関係者（例）	役割（例）	具体的取組内容（例）
防災部局	防災施策の一環として感震ブレーカー普及のとりまとめを担うほか、防災訓練等を通じて感震ブレーカーの普及を図る。また、自主防災組織や女性防火クラブ等の関係団体と連携を図る。	○協議会の開催 ○防災訓練時の広報 等
都市整備部局・ 建築部局	木造密集市街地等の延焼の危険性が高い地域について整理する。また、関係団体と連携した広報の実施。	○建築関係者や住宅関係者への協力依頼 等
福祉部局	福祉施設や医療機関と連携し、特に高齢者に対し広報を実施。	○デイサービスや訪問介護時等の広報依頼 等
市区町村	地域の実情を把握しており、普及啓発、設置促進について住民に近い立場から具体的な推進を担う。	○各部局を通じた広報活動 ○自主防災組織や女性防火クラブ等の地域ボランティアへの協力依頼 等
消防本部	火災予防や防災に関する知識・経験を基に、地域に密着した感震ブレーカーに係る広報等を実施。	○住宅防火の取組と合わせた広報啓発 ○火災予防運動等のイベントを通じた広報 等
住宅関係事業者	新築及び既存住宅の修繕等の機会を捉え、感震ブレーカーについて広報等を実施。	○展示会等での広報 ○建主や居住者への周知、感震ブレーカーの取扱製品の紹介 等
電気関係事業者	電気設備の定期点検等の機会を捉え感震ブレーカーの必要性について広報を実施。	○定期点検時の周知 ○イベント等を利用した広報 等

商工会	地域の小売店や工務店に店頭販売や取付事業などの業務を依頼。	○店頭販売や取付事業について小売店や工務店に対して協力を依頼 等
福祉関係者	福祉サービス等で個人宅を訪問する機会を捉え、居住者や家族に広報を実施。	○デイサービス送迎時の周知 ○在宅介護時の周知 等
教育関係者	学校、幼稚園で行う防災訓練等の機会を捉え、地震火災の危険性等の周知を行う。	○授業の歳に周知 ○チラシ等による保護者への周知 等
防災関係者	防災士会や防災協会等の講習会や講演会を通じて感震ブレーカーの普及啓発を行う。	○講習会、講演会等での周知 ○防災訓練等時の周知 等
女性防火クラブ	戸別訪問等の広報や取付支援の協力を得て普及啓発を実施。	○戸別訪問等の広報 等
地域マスメディア	テレビ局やラジオ局等の幅広いメディアと連携し様々な場で広報を実施。	○番組での周知 ○広報誌での周知 等
消費生活センター	様々な問合せや苦情に対する対応。	○苦情対応 ○様々な問合せ対応 等
保険関係者	各事業所やお宅訪問の際に普及啓発を実施。	○保険案内時の周知 等
その他	上記以外にも各地域に繋がりのある団体、事業者と連携し普及推進を図る。	○広報活動 ○取付支援 等

### 3 重点エリア等への対応

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。本〇〇（都道府県名）においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、市区町村と連携し、市区町村が設定する重点エリアを把握するとともに、必要に応じて助言を行う。具体的には、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）、当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえて設定されるものであり、各市区町村の重点エリアは以下のとおりである。（また、〇〇年までに検討を行い、重点エリアの要件について整理する。）

優先的に対応が必要な重点エリア対象地域（市区町村）：

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

#### （解説）重点エリア等への対応

感震ブレーカーの普及にあっては、幅広い地域を対象とすることが望ましいが、地震時において火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、重点エリアとして設定することが適当である。

具体的な重点エリアは市区町村が設定するものであるが、都道府県においては、市区町村が設定する重点エリアを把握するとともに、大規模地震の被害想定等に関する情報提供や、必要に応じて助言を行うことが重要である。

<対象地域の目安（例）>

- 1 家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域
- 2 都市計画法において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」
- 3 大規模地震時に津波による浸水が想定されることにより消火活動が困難となる区域
- 4 その他火災の発生時に消火困難・避難困難と想定される地域

<対象建物（例）>

- 1 老朽化した木造建築物
- 2 旧耐震基準の建物

#### 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施に当たっては、以下の事項を基本とし、具体的な調査内容及び実施方法については市区町村と調整のうえ実施する。なお、設置状況の把握は定期（\_\_\_\_\_年に1度）を行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

- (1) 調査対象地域： \_\_\_\_\_
- (2) 調査対象世帯： \_\_\_\_\_
- (3) 調査実施主体： \_\_\_\_\_
- (4) 調査内容： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_
- (5) 調査手法： \_\_\_\_\_

#### （解説）設置状況の把握

設置状況の把握は、都道府県と市区町村が協力して実施する方法と、独自に実施する方法がある。都道府県と市区町村で協力して実施する場合には、各市区町村ごとに対象地域の調査を行い、都道府県は市区町村の調査結果をとりまとめることが考えられる。結果については公表し、周知することが普及推進を図る上で効果的である。なお、調査方法が結果に影響する可能性があることを念頭に、調査手法を決定することが重要である。

<設置状況の調査方法（例）>

- 1 調査対象地域：全域／重点エリア
- 2 調査対象世帯：全数調査／標本調査
- 3 調査実施主体：都道府県／都道府県と市区町村が連携／外部の調査機関
- 4 調査内容：感震ブレーカー設置の有無／設置している感震ブレーカーのタイプ等／住民における感震ブレーカーの認知度
- 5 調査手法：アンケート調査（郵送／インターネット）／戸別訪問にて聞き取り調査 等

#### 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

市区町村において、感震ブレーカーの購入・取付に対して支援事業を行っている場合には、当該事業を行った市区町村に対し本〇〇（都道府県名）においても支援を行い、効果的な普及推進を図る。

## (1) 購入支援

ア 支援対象地域： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_  
(各市区町村による支援制度の対象に準じる)

イ 支援対象世帯： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_  
(各市区町村による支援制度の対象に準じる)

ウ 支援対象費用：感震ブレーカーの購入及び取付に対し、市区町村が支援する全額の〇%を上限とする。

## (2) 取付支援

簡易タイプやコンセントタイプの感震ブレーカーを購入後、当該住民が自ら設置できない場合があることから、市区町村や関係事業者と協力し、取付方法に関する情報提供や取付作業の補助等を行う。

### (解説) 設置に対する支援 (補助制度)

感震ブレーカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援も重要である。なお、計画例としては市区町村の補助制度に対して都道府県が支援する例を記載しているが、都道府県独自の補助も考えられる。

#### 1 購入支援

早急に対策をしなくてはならない地域 (重点エリア) については、住民の意欲を高め設置を促進するため、購入に対し補助を行うことも効果的である。

#### 2 取付支援

住宅防火の戸別訪問等の機会を捉え、自力での取付作業が可能かどうかを把握し、関係者の協力を得て取付支援を行うこと等が考えられる。

## (3) 相談窓口等

住民から感震ブレーカーに関する問合せや、高額な請求をする業者等に関する問合せ等が予想されるため、相談窓口を設定する等して対応する。

### (解説) 相談窓口 (必要に応じ設置)

想定される質問内容と回答を整理し、市民の疑問解決に努めることが重要である。相談窓口のほか、ホームページにFAQを掲載することも有効である。なお、感震ブレーカーの普及推進に伴い、通常より高価な商品の売りつけや高額な交換工事費を要求する業者が現れる可能性があることから、不必要な交換工事や悪質な売り込みに対する問合せ対応や注意喚起が重要である。

〇〇都道府県における普及推進体制（組織編成及び活動範囲）

別添

※関係者との調整ができた内容について随時追加する

〇〇都道府県 関係部局・関係者	期待する役割（具体的な取組方法は今後調整）

# 〇〇（市区町村名）感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）

令和 年 月 日

## 第1 目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、防災基本計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

## 第2 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取り組みの流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本〇〇（市区町村名）内の実情に即して必要な取組を進めるものとする。

＜感震ブレーカーの普及推進の取組＞

- 1 感震ブレーカーに関する広報啓発
- 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
- 3 重点エリア等の設定
- 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等
- 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

（解説）感震ブレーカー普及推進全体の流れ

感震ブレーカーの普及推進に関する計画においては、当該地域における取組の進め方、取組の具体的な内容として、広報啓発、普及推進体制の構築、重点エリア等の設定、設置状況の把握のための調査、設置に係る支援等について定め、地域の実情に合わせて設置率等の目標を設定する等しつつ進捗を管理し、必要に応じて計画や取組内容の見直しを行っていくことが重要である。

## 第3 取組の具体的な内容

### 1 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

## (解説) 広報啓発のポイント

消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等の調査（令和6年）においては、多くの自治体が今後の課題として、感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要であると回答している。このため、まずは地域住民への感震ブレーカーの広報啓発を行うことが重要である。

### 1 大規模地震時の火災の危険性

- (1) 大規模地震時に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行うことが困難となることから、延焼火災につながる危険性が高く、広範囲にわたる地域が焼失する可能性がある。
- (2) 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気に起因する火災が占めており、地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もある。特に木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が特に高い。

### 2 感震ブレーカーの設置など地震火災への対策

地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の近くに置かない等様々な方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

- (1) 感震ブレーカーの設置
- (2) 住宅の耐震化
- (3) 家具の転倒防止措置
- (4) 身の回りの整理整頓
- (5) 住宅用消火器の設置
- (6) 住宅用火災警報器の設置・維持管理
- (7) 電気の遮断（避難時にブレーカーを落とす等）
- (8) 周辺機器（電気器具、暖房器具等）の異常確認
- (9) 自主防災組織等や訓練への参加



### 3 大規模地震時の電気火災のメカニズム

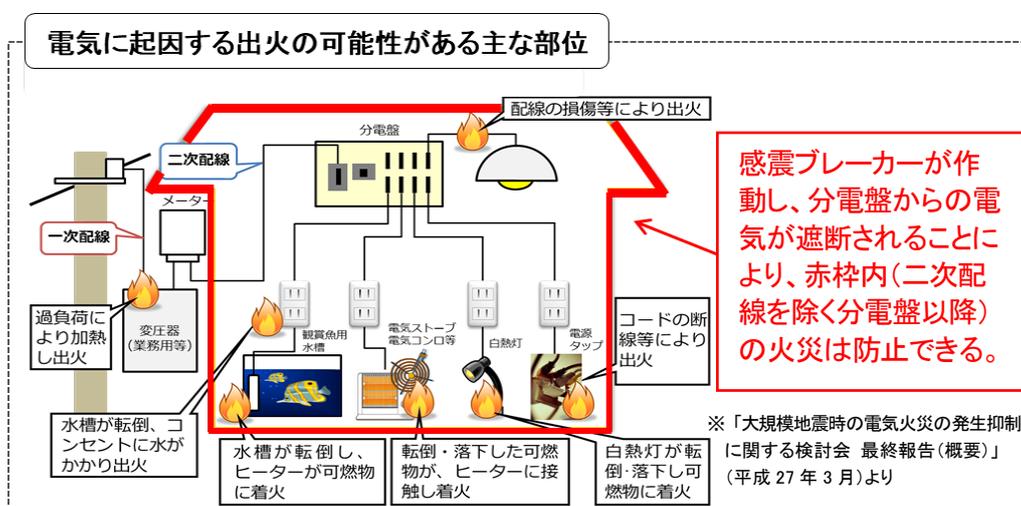
- (1) 電気火災の出火元として、電熱器具や電気機器、電気配線、配線器具などが考えられる。
- (2) 過去の大規模地震では、電気が出火原因とされる火災は半数以上を占めており、具体的には、電熱器具や電気機器などが地震により散乱物等の可燃物に接触して出火する場合や、電源コードや、電気配線が損傷、短絡しアーク放電が発生し通電火災となる場合等がある。

#### 4 感震ブレーカーの設置による地震火災の予防効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。避難行動要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断できない状況が起こりうる。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。



#### 5 感震ブレーカーのタイプと特徴、各戸の状況に合わせて選ぶ際のポイント

(1) 感震ブレーカーには、分電盤の主ブレーカーを落とすものやコンセントから先の電気器具を対象に電気を遮断するものがある。

感震ブレーカータイプ	特徴
分電盤タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能</li> <li>○既存の分電盤の内部や隣に後付けできるものもある</li> <li>○感震機能、通電遮断の安定性が高い</li> <li>○避難時間を確保するための機能を持つものもある</li> </ul>
簡易タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存のブレーカーに対して追加設置が可能だが、形状により取付け困難な場合がある</li> <li>○比較的 low コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる</li> <li>○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が低下するおそれがある</li> </ul>
コンセントタイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる</li> <li>○コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げない</li> </ul>

(2) 感震ブレーカーを設置する際は、それぞれのタイプの特徴を理解したうえで、各戸の状況に合わせ設置することが重要である。ただし、太陽光発電設備や蓄電池設備を設置している住宅については、接続方法によって、感震ブレーカーが作動しブレーカーからの電源が遮断されても電気を遮断できない場合があるため、事前に確認が必要である。

(3) 感震ブレーカーの種別に応じた特性等を踏まえ、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めることが円滑に普及を図る観点等から重要である。

#### 6 感震ブレーカー作動時の留意点

(1) 感震ブレーカーが作動した場合、強制的に停電状態となることから、夜間に地震が発生した場合等に備えて、懐中電灯や停電時に点灯する電灯設備等を準備することや、在宅医療用機器等を使用している場合は、予備のバッテリーや家庭用発電機等を備える必要がある。

(2) 電気の復旧前に、周囲の整理整頓を行い、電気機器等の本体、配線及びプラグに損傷がないか確認し復旧を行う。復旧後も発煙、異臭等の異常が無いことを確認して使用するとともに、異常があった際は直ちに使用を止めプラグをコンセントから外す。

停電後に電力会社により通電が行われる際の流れを、地域住民と電力会社との間で共有しておくことも重要である。

(3) 感震ブレーカーの作動後、自力で復旧したくても復旧できない人もいることから、民生委員や町内会等と協力し、事前に対象となる世帯を把握するとともに、地域住民同士で感震ブレーカー作動後の復旧作業に関する共助体制を構築することが重要である。

#### 7 補助制度

各自治体において感震ブレーカーの普及促進に係る補助制度を設定している場合は、その旨を周知することが重要である。また、建築関係部局等において耐震改修の補助制度とあわせて感震ブレーカーの設置に対して支援制度を設けている場合があることから、関係部局と補助制度に関する情報共有を行うことが重要である。

## 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

本〇〇（市区町村名）において、下記の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。

<当市区町村における感震ブレーカーの普及推進関係者（例）>

- (1) 関係部局（防災部局、建築部局、福祉部局、消防本部・・・）
- (2) 住宅関係者（住宅メーカー、工務店、リフォーム会社・・・）
- (3) 電気関係者（電気工事業者、町の電気屋さん・・・）
- (4) 福祉関係者（老人ホーム（デイサービス）、民生委員、社会福祉協議会・・・）
- (5) 教育関係者（小中高等学校・・・）
- (6) 自主防災組織、自治会、町内会
- (7) 女性防火クラブ
- (8) 消防団
- (9) 小売店業者（家電量販店、ホームセンター・・・）
- (10) マスメディア（テレビ局、ラジオ局、広告代理店、・・・）
- (11) 保険業者
- (12) その他（各地域に繋がりのある団体）

(解説) 関係者ごとに期待される役割 (例)

各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレイカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。これに当たり、各自治体の実情に合わせた体制とすることが重要であり、協力に向けた調整ができたものから、徐々に体制を広げていくことが考えられる。

市区町村レベルの体制構築の進め方として、例えば、防災会議において、地域防災計画に感震ブレイカーの普及推進を位置づける際の機会等を捉え、当該地域の感震ブレイカーの普及推進における主な関係者から構成される協議会等を開催すること等が考えられる。

また、市区町村の規模や産業構造等によっては、感震ブレイカーの普及推進に必要な関係者との関係が市区町村単独では構成できない場合がある。そのような場合には、都道府県との連携等により適宜補完して対処することが重要である。

なお、以下は一例であり、自治体ごとの業務分担を踏まえ適宜連携されたい。

関係者 (例)	役割 (例)	具体的取組内容 (例)
防災部局	防災施策の一環として感震ブレイカー普及のとりまとめを担うほか、自主防災組織や消防団、女性防火クラブ等の関係団体へ協力を依頼し、防災訓練等を通じて、防災力の強化を図るとともに地震火災対策を周知。	○協議会の開催 ○防災訓練時の広報 等
都市整備部局・ 建築部局	木造密集市街地等の延焼の危険性が高い地域について整理する。 建築関係者や住宅関係者へ普及啓発に関する協力の依頼。	○工務店やリフォーム事業者への協力依頼 等
福祉部局	福祉施設や民生委員へ協力を依頼し、デイサービスの送迎や訪問介護時に広報を実施。 民生委員に協力を依頼し家庭訪問時の広報活動を実施。	○デイサービスや訪問介護時等の広報 ○民生委員の家庭訪問時の広報 等
消防本部	火災予防等のイベントを通じ、消防庁制作の動画等を活用した広報活動や、民生委員や女性防火クラブ員と協力した広報活動を実施。	○火災予防運動等のイベントを通じた広報 等
住宅関係事業者	新築及び既存住宅の修繕等の機会を捉え、顧客に対し新築住宅には分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅には分電盤（後付型）の普及啓発を実施。 住宅展示場等で、映像やチラシ、モデルハウスを活用し、感震ブレイカーの効果等を周知。	○イベント等を利用した広報 ○新築、修繕の相談時の広報
電気関係事業者	電気事業法に基づく各家庭の電気設備の定期（4年に1回）点検の際や、分電盤の老朽化により交換の必要が生じた際に、電気火災の危険性を周知するとともに感震ブレイカーの必要性等を合わせて周知。	○チラシのポスティング ○点検時の広報 ○他事業者への周知 等

福祉関係者	<p>デイサービスの送迎時や在宅介護の訪問時といった機会を活用し、地震火災の危険性を含め、チラシ等を活用した周知を実施。</p> <p>福祉施設におけるイベント等において、親族も含めて対象とする広報を実施。</p> <p>地域の高齢者世帯や実情に詳しい民生委員による、高齢者世帯へのフェイストゥフェイスの広報活動を実施。</p>	<p>○デイサービスの送迎時の広報</p> <p>○在宅介護時の広報 等</p>
教育関係者	<p>地震防災等に関する授業の際、避難訓練に加え、地震火災の危険性や地震火災対策の一つとして感震ブレーカーを周知。</p>	<p>○地震火災対策に関する授業を実施 等</p>
自主防災組織 (町内会)	<p>地域コミュニティーを活用した、地域に密着したフェイストゥフェイスの広報を実施。</p> <p>共同購入や取付困難者への取付支援をとりまとめて自治体に依頼する等、地域でまとめた対策を実施。</p> <p>共助により地震時の感震ブレーカー作動後の復旧を実施。</p>	<p>○防災訓練時の広報</p> <p>○集会時等の勉強会</p> <p>○ブレーカー復旧支援 等</p>
女性防火クラブ	<p>地域の実情に詳しく信頼のある女性防火クラブ員によるフェイストゥフェイスの広報。</p>	<p>○戸別訪問広報 等</p>
消防団	<p>地域住民からの信頼性が高い消防団による普段の火災予防広報の際の普及啓発。</p>	<p>○火災予防広報に合わせた地震火災対策等の広報 等</p>
小売店	<p>顧客に対し、分電盤タイプなどの感震ブレーカーについて紹介する。</p>	<p>○感震ブレーカーの取扱製品の紹介</p> <p>○防災の日に合わせた特設コーナーの設置 等</p>
地域マスメディア	<p>地域密着の広報誌の作成や放送を行っている機会・知見などを活かした、関心を引く広報の実施。</p>	<p>○広報誌、チラシ等の作成</p> <p>○ラジオやケーブルテレビ番組などの広報 等</p>
保険関係者	<p>日頃から各家庭、各事業所へ営業を行っている保険販売員による、営業の際の広報活動への協力</p>	<p>○事業所訪問時の広報</p> <p>○戸別訪問時の広報 等</p>
その他	<p>上記以外にも各地域に繋がりのある団体、事業者と連携し普及推進を図る。</p>	<p>○広報活動</p> <p>○取付支援 等</p>

### 3 重点エリア等の設定

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。本〇〇（市区町村名）においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、重点エリアとして優先的に感震ブレーカーの

設置を進めることとする。具体的には、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）、当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえ、以下のとおり重点エリア等を設定する。（または、〇〇年までに検討を行い、重点エリアを設定する。）

(1) 重点エリアとなる対象地域： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

(2) 優先的に設置を進める対象建物： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

#### （解説）重点エリア等の設定

感震ブレーカーの普及にあつては、幅広い地域を対象とすることが望ましいが、地震時において火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、重点エリアとして設定することが適当である。

また、国や都道府県が示す大規模地震の被害想定を参考に設定することも有効である。

重点エリアの設定に当たっては、都道府県と連携し、重点エリアとすべき地域を適切に設定することが重要である。

#### <対象地域の目安（例）>

- 1 家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域
- 2 都市計画法において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」
- 3 大規模地震時に津波による浸水が想定されることにより消火活動が困難となる区域
- 4 その他火災の発生時に消火困難・避難困難と想定される地域

#### <対象建物（例）>

- 1 老朽化した木造建築物
- 2 旧耐震基準の建物

#### 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施に当たっては、以下の事項を基本とし、具体的な調査内容及び実施方法については都道府県と調整のうえ実施する。なお、設置状況の把握は定期（\_\_\_\_\_年に1度）を行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

(1) 調査対象地域： \_\_\_\_\_

(2) 調査対象世帯： \_\_\_\_\_

(3) 調査実施主体： \_\_\_\_\_

(4) 調査内容： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

(5) 調査手法： \_\_\_\_\_

#### (解説) 設置状況の把握

設置状況の把握は、都道府県と市区町村が協力して実施する方法と、独自に実施する方法がある。都道府県と市区町村で協力して実施する場合には、各市区町村ごとに対象地域の調査を行い、都道府県は市区町村の調査結果をとりまとめることが考えられる。結果については公表し、周知することが普及推進を図る上で効果的である。なお、調査方法が結果に影響する可能性があることを念頭に、調査手法を決定することが重要である。

##### <設置状況の調査方法(例)>

- 1 調査対象地域：全域／重点エリア
- 2 調査対象世帯：全数調査／標本調査
- 3 調査実施主体：市区町村／都道府県と市区町村が連携／外部の調査機関
- 4 調査内容：感震ブレイカー設置の有無／設置している感震ブレイカーのタイプ等／住民における感震ブレイカーの認知度
- 5 調査手法：アンケート調査（郵送／インターネット）／戸別訪問にて聞き取り調査 等

## 5 感震ブレイカーの設置に係る支援等

以下のとおり支援を行い、効果的な普及推進を図る。

### (1) 購入支援

ア 支援対象地域： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

イ 支援対象世帯： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

ウ 支援対象費用： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ の購入、設置に要した金額の〇〇%を上限とする。

### (2) 取付支援

簡易タイプやコンセントタイプの感震ブレイカーを購入後、当該住民が自ら設置できない場合があることから、関係事業者と協力し、取付方法に関する情報提供や取付作業の補助等を行う。

ア 取付支援対象地域： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

イ 取付支援対象世帯： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

#### (解説) 設置に対する支援（補助制度）

感震ブレイカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援も重要である。なお、市区町村の補助制度に対して都道府県が支援することも考えられる。

### 1 購入支援

早急に対策をしなくてはならない地域（重点エリア）については、住民の意欲を高め設置を促進するため、購入に対し補助を行うことも効果的である。

## 2 取付支援

住宅防火の戸別訪問等の機会を捉え、自力での取付作業が可能かどうかを把握し、関係者の協力を得て取付支援を行うこと等が考えられる。また、自力で取付ができない人の場合は感震ブレーカー作動時においても自力でブレーカーの復旧ができない場合があることから、地域住民同士で感震ブレーカーの復旧時に支援を行う体制構築が重要である。

### (3) 相談窓口等

住民から感震ブレーカーに関する問合せや、高額な請求をする業者等に関する問合せ等が予想されるため、相談窓口を設定する等して対応する。

#### (解説) 相談窓口 (必要に応じ設置)

想定される質問内容と回答を整理し、市民の疑問解決に努めることが重要である。相談窓口のほか、ホームページにFAQを掲載することも有効である。なお、感震ブレーカーの普及推進に伴い、通常より高価な商品の売りつけや高額な交換工事費を要求する業者が現れる可能性があることから、不必要な交換工事や悪質な売り込みに対する問合せ対応や注意喚起が重要である。

〇〇市区町村における普及推進体制（組織編成及び活動範囲）

別添

※関係者との調整ができた内容について随時追加する

〇〇市区町村 関係部局・関係者	期待する役割（具体的な取組方法は今後調整）